

○取手地方広域下水道組合指定工事店指定取消し等措置要綱

(平成 18 年 7 月 3 日告示第 24 号)

改正 平成 23 年告示第 16 号 一年一月一日告示第一号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、取手地方広域下水道組合排水設備指定工事店規則(平成 29 年規則第 7 号。以下「規則」という。)の規定による指定の取消し等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の取消し及び指定の停止)

第 2 条 管理者は、取手地方広域下水道組合下水道条例(昭和 56 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 8 条に規定する指定工事店が、別表の左欄に掲げる措置要件に該当するときは、同表の右欄に掲げる措置内容により、指定工事店に対し、指定の取消し、又は指定の停止(以下「処分」という。)を行うものとする。ただし、管理者がやむを得ない特別な事由と認めた場合はこの限りでない。

2 指定工事店は、処分があったときは、条例第 8 条の規定による新設等の工事を行ってはならない。ただし、現に排水設備計画申請書の確認がなされている場合は、この限りでない。

付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行し、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。

付 則(平成 23 年告示第 16 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の要綱第 2 条第 1 項に規定する処分は、この要綱の施行日前に該当となった既措置要件については適用しないものとする。

3 この要綱の施行前にした措置要件に対する処分については、なお従前の例による。

付 則(29 年 3 月 31 日告示第 9 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

措置要件	措置内容
(1) 下水道に関する法令等に違反したとき。	次の各号の区分に応じ、当該各号に定める措置 (1) 1 回目 指定停止 3 か月

	(2) 2回目 指定停止6か月 (3) 3回目 指定取消し
(2) 規則第10条に規定する事項を遵守しなかったとき。	同上
(3) 規則第2条に規定する要件を欠くとき。	指定取消し
(4) 偽りその他不正の方法により指定工事店の指定を受けたとき。	同上
(5) その他管理者が指定工事店として不相当と認められたとき。	同上